令和５年度　家庭的保育事業等指導監査実施計画

１　基本方針

家庭的保育事業等を行うものに対して、児童福祉法及び各市町村（沖縄市・うるま市・宜野湾市・北谷町・嘉手納町・西原町・読谷村・北中城村・中城村）が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等との適合状況を確認し、改善の必要がある場合には、指導・助言を行い、適正な事業運営を確保することを目的とする。なお、指導監査の実施に当たっては、事業所の負担軽減の観点から、効果的・効率的な実施方策を検討することとする。

２　対象事業

対象事業は、各市町村において実施される次に掲げる事業とする。

(1)　小規模保育事業

(2)　事業所内保育事業

(3)　家庭的保育事業

(4)　居宅訪問型保育事業

※(3)、(4)の事業については、令和５年４月１日現在、各市町村において実施無し。

３　指導監査の実施方針

(1)　指導監査の方法

ア　指導監査は、「一般指導監査（実施検査）」と「特別指導監査」に分けて実施する。

イ　一般指導監査（実施検査）は、児童福祉法施行令第 35 条の 4 の規定により、1 年に 1 回以上、対象の事業所において「実施検査」を行う。

ウ　特別指導監査は、中部広域市町村圏事務組合家庭的保育事業等指導監査実施要綱第 6 条第 3 項第 1 号の各事項に該当する事業所を対象に随時実施する。

(2)　指導事項に対する是正・改善等の措置

ア　指導事項に対する是正・改善の状況は、期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求める。

また、当該年度中に解決が困難な事項については、年次改善計画を立てさせる等、確実に解決するよう継続的に指導する。

イ　一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合又は特別監査の結果、著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、行政上の措置を機動的に行う。

４　指導監査の重点事項

(1)　職員の配置状況の確認

各施設・事業所で配置すべき保育士等が、基準に基づく適正な配置となっているか。

(2)　処遇改善等加算Ⅱに係る諸手続き及び支給状況等の確認

処遇改善等加算Ⅱの認定を受けた事業所について、副主任等に該当する職員に対し職務命令（発令や辞令交付）を行い、職位等に応じた賃金体系を就業規則や給与規程等に定めているか。また、処遇改善等加算Ⅱを適正に支給（改善不足が生じていないか、対象職員には毎月の手当又は基本給により固定額を支給しているか等）しているか。

(3)　職員研修の確認

児童虐待防止に関する研修を実施しているか。保育士をはじめとするそれぞれの職務内容に応じた専門性向上のため、事業所内外の研修等を受講しているか。

(4)　職員給与（処遇改善等加算Ⅱ以外）に係る規程の整備及び支給状況等の確認

職員の賃金、その他の労働条件について、就業規則及び給与規程に規定しているか。また、当該就業規則等に基づき、賃金を適正に支給しているか。

(5)　各種計画の確認

保健計画や食育計画等の各種計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの保育及び健康の保持等に努めているか。

(6)　運営規程に規定すべき事項の確認

運営規程に、各市町村の条例で定められた重要事項（11 項目）をすべて規定しているか。

(7)　安全管理対策の確認

子どもの安全確保のため、必要な安全計画を策定し、職員に対して当該計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施しているか。

5　令和５年度指導監査実施数（予定）

	小規模保育事業		事業所内保育事業		家庭的保育事業		居宅訪問型保育事業		計	
	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数
沖 縄 市	23	23	2	2	0	0	0	0	25	25
うるま市	16	16	2	2	0	0	0	0	18	18
宜野湾市	14	14	2	2	0	0	0	0	16	16
北 谷 町	6	6	2	2	0	0	0	0	8	8
嘉手納町	3	3	1	1	0	0	0	0	4	4
西 原 町	2	2	1	1	0	0	0	0	3	3
読 谷 村	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
北中城村	2	2	1	1	0	0	0	0	3	3
中 城 村	3	3	1	1	0	0	0	0	4	4
計	71	71	12	12	0	0	0	0	83	83